

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の  
公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年7月15日

奈良地方法務局五條支局

登記官 稲葉 広恵

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
1503-2024-0015	奈良県吉野郡川上村大字井光542番2
1503-2024-0016	奈良県吉野郡川上村大字井光505番37
1503-2025-0022	奈良県五條市霊安寺町796番1
1503-2025-0023	奈良県五條市霊安寺町796番2
1503-2025-0051	奈良県吉野郡川上村大字西河223番2
1503-2025-0057	奈良県吉野郡川上村大字西河475番
1503-2025-0058	奈良県吉野郡川上村大字西河479番
1503-2025-0061	奈良県吉野郡川上村大字西河565番1
1503-2025-0062	奈良県吉野郡川上村大字西河565番2
1503-2025-0063	奈良県吉野郡川上村大字西河791番
1503-2025-0082	奈良県吉野郡川上村大字西河835番